

自転車のこんな違反が交通事故につながります。



1 一時不停止・安全不確認



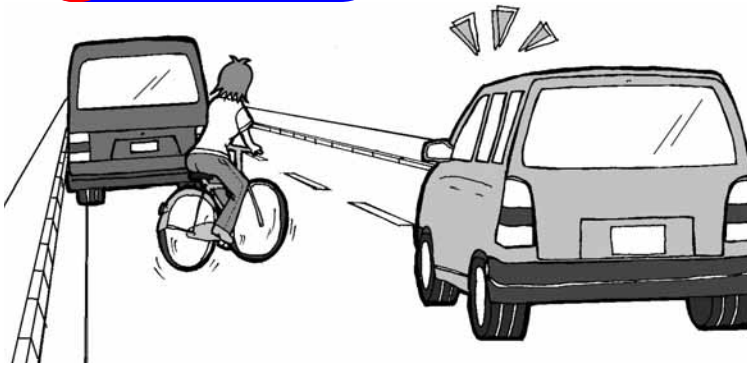
の標識がある交差点では、自転車も一時停止をしなければなりません。

【道路交通法第 43 条】



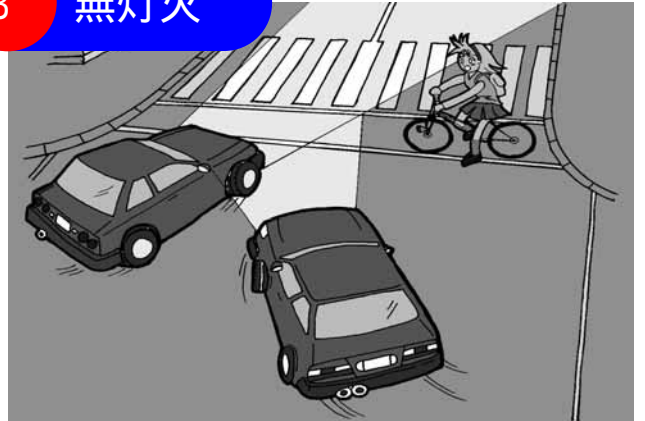
交差点の直前で必ず一時停止し、右と左をよく見て、近づいてくる車がないことを確かめてから進みましょう！

2 進路変更



後方の車に迷惑を及ぼす進路変更は禁止されています。【道路交通法第 26 条の 2 第 2 項】

3 無灯火



夜間はライトを点灯して走行しなければなりません。【道路交通法第 52 条第 1 項】



これもダメ!!

二人乗り



並進



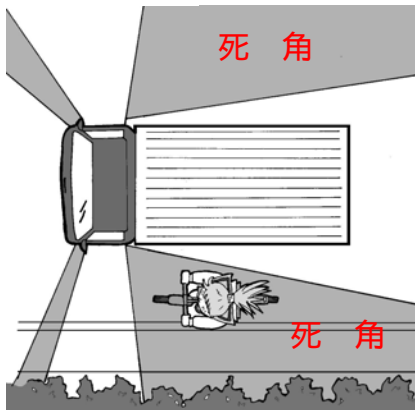
飲酒運転





ここにも注意!

死角

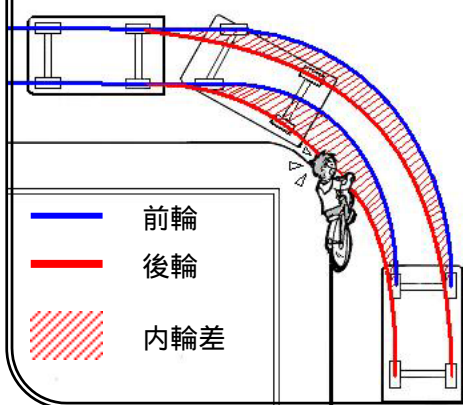


自動車には、運転手からは見ることができない『死角』があります。



自分から自動車が見えていても、運転手から自分は見えていないかもしれないので自動車の動きに注意しましょう。

内輪差



自動車は右や左に曲がる時、前輪のタイヤより、後輪のタイヤの方が内側を通ります。その差を『内輪差』といいます。



交差点では、左折してくる自動車の後輪に巻き込まれないように、充分に気をつけましょう。

自転車が歩道を通るとき

自転車は次の場合は歩道を通ることができます。

「普通自転車の歩道通行可」の標識があるとき




13歳未満の幼児・児童

70歳以上の方

身体の不自由な方

車道又は交通の状況に照らしてやむを得ないと認められる場合

(H20.6.1 施行)

路面に  とペイントされているときはその部分を、指定されていないときは車道寄りを通りましょう。



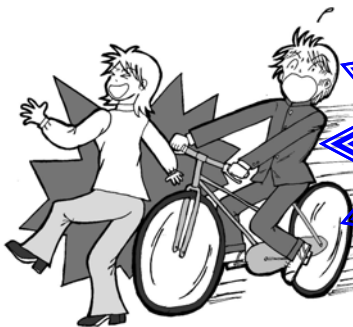
歩行者の通行を妨げてはいけません。他人を思いやる気持ちを持って乗りましょう。



事故をおこすとこんな責任も...

【事例】

高校生のA君は歩道を自転車で走っていたところ、信号待ちをしていた歩行者Bさんに衝突、Bさんは転倒して重傷を負い後遺症が残ってしまいました。



A君は、Bさんに対して約1,800万円の賠償金を支払うことが裁判により決まりました。

自転車も乗れば車の仲間です。ルールを守り、安全に乗りましょう!

神奈川県警察